

- I. 次の文章は、マルセル・モースの「贈与論」について、ある人類学者がテキスト読解およびテキスト分析をおこなったものの一部を抜粋したものである。文章をよく読み、以下の設問に答えなさい。
 なお、答えの冒頭に設問の数字 (1, 2, 3, 4) を記すこと。

モースはマリノフスキーに依拠しながら、クラ (1) の財物を引き渡す式の高度な儀式性について言及していた。そこでは、財物の贈り手は大仰にへりくだった姿勢を示し、つまらぬものしかあげられなくてすまない、クラ・パートナーの足元に財物を投げつけるのだった。受け手のほうも受け手のほうで、足元に投げだされた財物には見向きもせず、やはりつまらぬものを、という風情を示しつつ、しばらくたってからそれを手に取るのだった。こうしたふるまいが示しているのは、クラでの与え手も、そのパートナーである受け手も、自分は当該の財物に執着していないという姿勢を見せることである。

気前のよさを示すことであり、何からも束縛を受けず自由であるさまを示すことであり、何にも影響されず自律しているのを示すことであり、そしてまた、みずからの偉大さを示すことである。(モース 2014^{註1}: 146-147)

けれども、このような財物の引渡式の儀式性、すなわち高度な定型性とは裏腹に、クラに出立するものは、訪問先のクラ・パートナーに呪術をかけて、財物を自分に与えるように仕向けたり、財物を力づくで、あるいは不意打ちで奪い取ったりと、現実的な(すなわち儀式的でない)さまざまな実践的な働きかけをおこなう。そうした働きかけを経て、相手から与えられる財物が定まれば、そこではじめて引渡式がおこなわれ、そこにおいて高度に儀礼的な態度が演出されることになるわけである。

・・・中略・・・

クラの引渡式にいたるまでの現実的かつ実践的な過程では、クラ・パートナーに呪術をかけたり、不意打ちを仕掛けたりと、自分が望むレベルの財物を想定した上で、相手にそれをくれるよう要求しているのである。「自分が相手に要求し、相手から受け取るべき物ども」(モース 2014: 158) は、引渡式よりも前の段階ですでに想定されているのだ。確かに引渡式では、与え手からも受け手からも、給付対象となる財物に執着していない様子が大袈裟な仕方で演出された。だが、現実的かつ実践的な過程では執着していないどころではない。あるのは執着以外の何ものでもない。それも、財物を受け取るべき側がいただく執着以外の何ものでもない。それが、財物を受け取る側からのクラ・パートナーに対する一定レベルの財物の「要求」としてあらわれているのである。

ここから導かれる重要な論点がある。クラにおいては、財物(ヴァイグア)を贈る与え手があり、それを受け取る受け手がいる。このことは疑いを入れない。だからモースは、これを「贈与論」のなかで「競争的な全体的給付のシステム」の一つの典型として取りあげ、そこに「贈与」、もっと広くいえば「給付」という営為を見てとった。これは明らかに、「贈与」をおこない、「給付」をおこなう側の視点から見た事態の位置づけである。すなわち、「贈与すること」もしくは「給付すること」という立場から見た位置づけである。だが、クラは「贈与する」営為なのだろうか。「給付する」営為なのだろうか。重要な論点とはここである。財物の授受の時間差をともなった応酬があることから見て、クラが「給付」と「反対給付」の営為から構成されるというのは確かであろう。だが、だからといって、クラを「贈与する」営為として、「給付する」営為として短絡的に理解してよいのだろうか。

受け手のほうがクラ・パートナーのもとに赴くこと。受け手が相手に呪術をかけて、望みの財物を自分のもとへと

引き寄せようとする。受け手が相手から力づくで、あるいは不意打ちをかけてでも、財物を奪い取る。望む財物が得られなかった場合には、相手に呪術をかけて制裁を發動したり、ののしりや恨みごとを相手にぶついたりすること。すなわち、受け手が相手方のクラ・パートナーに、あからさまに望みの財物を「要求する」こと。これらが明らかにしているのは、クラを「贈与する」営為として、「給付する」営為として捉えるのは妥当ではないということである。明らかなのは、クラとは「贈与する」営為でも「給付する」営為でもなく、逆に「獲得する」営為であること、これなのだ。

・・・中略・・・

以上に詳述したとおり、メラネシアのクラにおいては「獲得する」ことが賭されており、自分が先になした給付に対して反対給付を受ける側は、相手であるクラ・パートナーに、こういう財物をお返しに寄越せと「要求する」ことができた（現に引渡式に先立ってクラ・パートナーに呪術をかけたり、不意打ちを仕掛けたり、事前交渉をしたりして「要求して」いた）。これに対して、アメリカ北西部のポトラッチ（2）においては「贈与する」こと（「破壊する」ことを含めて）が賭されており、自分が先になした給付に対して反対給付を受ける側は、相手にお返しを「要求する」ことがなかった。むしろ、「理想的には」、相手がお返ししえないほどの多大な給付をおこない、相手のお返しを封じ込めることこそが「最良とされて」いた。この民族誌学的な差異は決定的である（3）。それというのも、モースがクラとポトラッチとを「競争的な全体的給付のシステム」（モース的な意味での「ポトラッチ」）という同一カテゴリーに混同しているのは、何よりもモースが「贈与」と「交換」とについて、それらを同一平面に置きつつ、「贈与」を「交換」しあう行為として把握しており、それによって「贈与」と「交換」とを「贈与=交換」として、あるいは「交換=贈与」として、結びあわせているからであると見えるからである。

もちろん、モースがそうしたように、クラとポトラッチとを「競争的な全体的給付のシステム」というカテゴリーに一括することには、抽象度の高いレベルである種の根拠があるとはいえず。広い意味で財物の授受の応酬がなされていることは確かであるし、その応酬において時間差が介在していることも確かであるのだから。さらに、その応酬に顕著な競争性が見られることも確かであるのだから。けれども、抽象度のレベルを落として事態を観察するならば、繰り返して強調することになるが、クラにおける「競争性」は、名高く貴重性においてまさる財物を「獲得する」ことにおける「競争性」である。これに対してポトラッチにおける「競争性」は、より多くの財物を「贈与する」こと、「破壊する」ことにおける「競争性」である。この二つの「競争性」を、それが「競争性」だからという理由で一緒くたにするのは、議論の極度の単純化であり、じつに粗雑な議論構成をしか導かない。むしろ、クラとポトラッチとの差異に目を凝らすべきなのだ。それが、モースによって「贈与」と「交換」とが単純に結びつけられ、「贈与」を「交換」しあうという単一の行為論的な平面で捉えられていることと関連しているとするなら、したがって逆に、クラとポトラッチを上のように区別し、対比させることによって、この対比が「贈与」と「交換」をそれとして弁別するための考察の材料を提供してくれるはずである。

・・・中略・・・

改めて確認しておくなら、贈与に対して反対贈与がおこなわれる（4）。あるいは、少なくともおこなわれることがある。わたしがあなたの誕生日に贈ったプレゼントの返礼として、あなたがわたしの誕生日にプレゼントを贈って

くれるような場合である。ここでは、一見すると物品の双方向的な移転があるので、「交換」がなされていると見えるかもしれない。実際モースも、このような事象認識を受けて、「贈与=交換」とか「交換=贈与」とか「贈与（贈り物）の交換」とか「贈与（贈り物）による交換」とか、「交換される贈与」とか「贈与を交換しあう体系」とかといった諸表現を多発していたのであった。

けれども、当事者間での権利と義務の対称的かつ逆転した配分にもとづきつつ、返礼の要求がなされうるかどうか、実際になされるかどうか、そしてその要求が満たされない場合に制裁が発動されるかどうかという観点で「交換」を定義するかぎり、それは「交換」ではない。「贈与」と「反対贈与」とのあいだには、クラにおけるような権利と義務の対称的かつ逆転した配分がそもそも設定されていないからである。「贈与すること」それ自体が、モースの立論によれば「義務」であるのだが、それにもかかわらずそれは、お返しを「受け取る権利」と対になることを当初から想定されていない「義務」なのだ。ポトラッチにおいて、「贈与する義務」と対になる「権利」があるとすれば、それは相手から返礼を「受け取る権利」ではなく、贈与することによって相手を「ペしゃんこにする権利」でありさえするのだ。

・・・中略・・・

ここで論じたような観点から見るかぎり、「双方向的な贈与の応酬」、すなわち「贈与の互酬」もしくは「互酬的贈与」と、「交換」とは区別しなくてはならない（5）。「双方向的な贈与の応酬」が、「互酬的贈与」が、「交換」に直結するわけではないのだ。当事者間に権利と義務の対称的かつ逆転した配分がそもそも設定されていないことを前提として、お互いに返礼を要求することなく給付をしつづけているかぎり、いかにそれが交換に見えようとも、またそこにおいていかに当事者が相手からの返礼について内心の確信やら期待やらをもととも、それは「交換」ではない。それが「交換」に転化するのは、一方が他方に、たとえば次のようにいった瞬間である。「あなたの誕生日にはプレゼントをあげたのに、わたしの誕生日は無視するわけ？」。その瞬間、要求が一方から他方に突きつけられ、権利と義務の対称的かつ逆転したかたちでの配分が瞬時に立ちあがる（そして、初発のプレゼントの「プレゼント」としての、すなわち贈与としての意義は不可逆的に毀損される）。それと同時に、その要求が導入する、社会的にも是認されるであろう制裁が発動される。その制裁は、しばらく口をきいてもらえない、ということかもしれないし、誕生日プレゼントとしては釣り合わない高額な物品を買わされるということかもしれない。

注1 マルセル・モース『贈与論 他二篇』（森山工訳、岩波文庫、2014年）からの引用。

設問1 下線部(1)および(2)のクラとポトラッチについて、本文に書かれていないことを中心に、知るところを簡潔に述べなさい。

設問2 下線部(3)に関して、著者はクラとポトラッチにはどのような共通点と差異があると考えているか。著者の指摘するところをわかりやすく説明しなさい。

設問3 下線部(4)に関して、贈与に対して反対贈与、すなわちお返しがおこなわれるのはなぜかという問いに対し、文化人類学ではこれまでどのような議論がおこなわれてきたか。あなたの知るところを簡潔に述べなさい。

設問4 モースによる「贈与=交換」あるいは「交換=贈与」といった表現に対し、下線部(5)にあるように、著者が「贈与」と「交換」とは区別しなくてはならないと指摘するのはなぜか。本文からわかることを簡潔に説明したうえで、これに対するあなたの考えを述べなさい。

II. 次の問題から3つ選び、冒頭に選んだ問題の記号を明記して、文化人類学の立場から答えなさい。

- A. 「民族」という日本語の概念について、簡潔に論じなさい。
- B. 観光について、具体的な事例をあげて、簡潔に論じなさい。
- C. アニミズムについて、具体的な事例をあげて簡潔に論じなさい。
- D. 植民地主義と文化の関係について、具体的な事例をあげて簡潔に論じなさい。
- E. リネージ (lineage) と氏族 (clan) の違いについて、わかりやすく説明しなさい。
- F. ジェイムズ・クリフォードらによる『文化を書く』がもたらしたものについて、簡潔に論じなさい。

III. 文化人類学コースにおいて今後どのような研究を計画しているのか、テーマおよび研究方法を具体的に述べ、主要な先行文献を書き添えなさい。Ⅲ用解答欄に句読点を含めて300字以内で記すこと。また、関連する卒業論文やゼミ論文(予定を含む)、あるいは既発表論文があれば、欄外にその題目を付記しなさい。外国語の場合は日本語訳を添えること。

———これより先の余白には絶対に記入しないこと———

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

